

近畿北陸整備局 分収造林契約実績 (令和4年度)

分収造林契約地の所在市町村	契約面積 (ha)	選定基準 ※注1	重点化基準 ※注2	B/C ※注3	備考(重点化基準の具体的内容)
京都府船井郡京丹波町	36	ウ	①②	1.56	(①由良川 ②和知ダム)
京都府船井郡京丹波町	21	ウ	①②	1.56	(①由良川 ②和知ダム)
京都府南丹市	55	イ	①②	1.74	(①由良川 ②大野ダム)
石川県鳳珠郡穴水町	5	ウ	②	1.60	(農業用水)
福井県大野市	8	ウ	①②	2.64	(①九頭竜川 ②九頭竜ダム)
福井県大野市	15	ウ	①②	2.64	(①九頭竜川 ②九頭竜ダム)
福井県大野市	11	ウ	①②	2.64	(①九頭竜川 ②九頭竜ダム)
兵庫県養父市	6	イ	①	2.18	(円山川)
兵庫県美方郡新温泉町	19	ウ	②	2.16	(浜坂上水道)
奈良県吉野郡下北山村	5	ア	①②	2.30	(①熊野川 ②七色ダム)
奈良県吉野郡十津川村	7	ア	①	2.14	(熊野川)
和歌山県西牟婁郡上富田町	6	ア	②	1.99	(上富田町水道施設)
和歌山県東牟婁郡古座川町	17	ア	②	2.79	(月野瀬水道施設)
和歌山県田辺市	7	ア	①②	2.41	(①熊野川 ②下湯川簡易水道施設)
和歌山県田辺市	11	ア	②	2.38	(北郡簡易水道施設)
和歌山県西牟婁郡白浜町	19	ウ	②	1.88	(白浜町飲料水供給施設)

注1 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地 エ：その他

注2 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注3 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業も採択基準は、B/C≧1.00。